

京もの食品需要拡大応援事業補助金 募集案内(三次募集)

食関連事業者の方の新商品開発や新規販売手法導入を支援します。

【事業対象者】

京都府内に主たる事業所を有し、食関連産業を営む中小企業者及びこれらの事業者が主となって組織するグループ等

【申請受付期間】

令和4年7月26日(火)～令和4年10月31日(月)
※随時受付。ただし、予算が無くなり次第終了します。

【補助対象期間】

交付決定日～令和5年2月10日(金)

【補助率等】

補助率：2/3以内、補助上限：500千円

【交付申請書様式等の掲載】

京都府農林水産部流通・ブランド戦略課HP
<https://www.pref.kyoto.jp/brand/news/kyomono.html>

【交付申請書の提出先・お問い合わせ先】

申請者又はその主たる事業所が所在する市町村を所管する京都府広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

(京都市、向日市、長岡京市、乙訓郡大山崎町の方は京都府農林水産部流通・ブランド戦略課)

※詳しくは「13 申請・問い合わせ先」をご覧ください

京もの食品需要拡大応援事業補助金の御案内

WITHコロナ・POSTコロナ社会を見据え、府内食関連産業が、絶えず変化する情勢に柔軟に対応できる体制を構築するため、食関連事業者が「京もの食品」の需要拡大のために自らの力で行う取組を支援します。

対象事業者

京都府内に主たる事業所を有し、食関連事業※1を営む中小企業者等※2

- ※1 日本標準産業分類（平成25年10月改定）中分類のうち、農業、漁業、水産養殖業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業、飼料・有機質肥料製造業を除く）、飲食料品卸売業、飲食料品小売業、宿泊業、飲食店及び持ち帰り・配達飲食サービス業並びに知事が特別に認める産業
- ※2 中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及びこれらの事業者が主となって組織するグループ等（グループは1年以上の活動実績があるものに限ります）

補助対象となる取組

京もの食品（商品の特徴づける主たる原材料として、京都府内で生産・製造された農林水産物及び加工品を使用した食品）の需要拡大のために新たに実施する取組

- 新商品の開発（農林水産物の一次加工品を除く）
- 新たな販売手法の導入（Eコマース、移動販売、テイクアウト、宅配サービスなど）

【取組例】

長期保存が可能な中食商品の開発（加工機器の購入、衛生検査など）

宅配サービスの開始（保冷ケースの購入など）

移動販売の開始（キッチンカーのレンタルなど）

※これまでに類似の取組を実施したことがない場合に限りです

※既存商品のリニューアルや単なるメニューの追加など、通常の営業活動の範囲内の取組は対象外です

※1申請者が実施することができる取組は1種類に限りです（同一企業に属する支店、営業所等は同一事業者とみなします）

補助率・補助上限額など

2/3以内（補助上限額 50万円）

※裏面の補助対象経費のうち、委託費・設備整備費以外の経費が15万円（税抜）以上計上されていることが要件です

※申請状況によって、補助額が上限に満たないことや事業採択されないことがあります

募集期間

令和4年7月26日（火）～令和4年10月31日（月）17:00必着

※期間中は随時受付。ただし、予算が無くなり次第終了します。

※申請に当たっては、必ず京都府HPに掲載されている募集案内を御確認いただき、必要な申請書類をダウンロードしてください

<https://www.pref.kyoto.jp/brand/news/kyomono.html>

事業実施期間

交付決定日 ～ 令和5年2月10日（金）

補助対象経費

本事業を実施するために直接必要な経費のうち、下記のものが補助対象となります。

費目	内容	注意点
原材料費	試作品の開発やマーケティング等に必要の原材料に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> • 新商品の試作、マーケティング、テスト販売に要するものに限る（通常販売用の商品に用いる原材料は補助対象外） • 自社で生産したものは補助対象外
消耗品費	取得金額が10万円（税込）未満の物品の購入に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> • 一般事務品（文房具等）や汎用性の高い物品（パソコン等）、食関連事業者が一般的に具備すべき物品（調理器具、什器、冷蔵庫等）の購入は補助対象外 • 中古品は補助対象外
使用料・賃借料	機器や会場等の借りに必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> • パソコン、コピー機など汎用性の高い物品は補助対象外
通信運搬費	新商品の試作品等の運送に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> • 切手購入費、電気代、電話代、インターネット利用料等は補助対象外
広告宣伝費	新商品・メニュー等のチラシ、パンフレット、HP等の作成や商談会の出展に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> • 本事業で新たに実施する取組以外が大半を占めるもの（自社商品全体のパンフレット・HP等）は補助対象外
役務費	衛生検査、ネットショップの出店登録などに係る経費	<ul style="list-style-type: none"> • ネットショップの商品毎の販売手数料は補助対象外
委託費 ※補助対象経費 総額の50% 未満	試作品製造の部分委託、パッケージデザイン、市場分析、専門家相談等に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> • 税理士、弁理士等の費用や本補助金の申請に係る代行経費等は補助対象外
設備整備費	取得金額が10万円（税込）以上の物品（機械等）の購入に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> • 汎用性の高い物品（自動車、パソコン、コピー機等）や食関連事業者が一般的に具備すべき物（調理器具、什器、冷蔵庫等）の購入は補助対象外 • 中古品は補助対象外

※人件費、旅費、宿泊費、家賃、工事・改装費、既存設備等の改造費、支払利息、損失補填、不動産購入費、振込手数料、決済手数料、官公庁に支払う手数料、通信費、租税公課（消費税、収入印紙など）及び飲食接待費その他の補助金の使途として不適切な経費は補助対象とはなりません。

※内訳が不明な経費（「諸経費」など）や帳簿、証憑等により適切な経理処理が行われたことが確認できない経費は補助対象とはなりません。

※補助対象期間中に発生しない経費については補助対象とはなりません。

※商品の開発や試作品の製造等、本事業の根幹をなす業務の全てを委託することはできません。

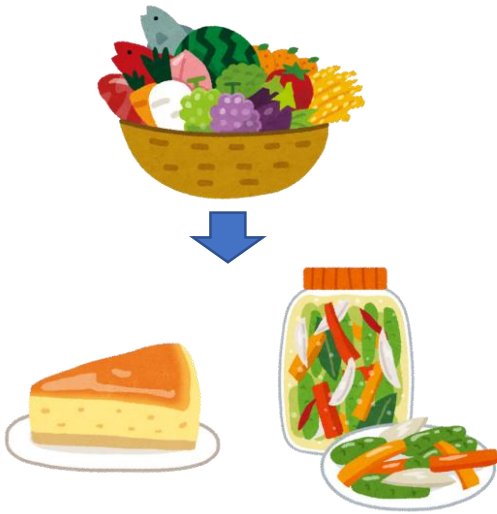
相談・申請窓口

申請者の所在地	窓口	電話番号	Eメール (@以下はpref.kyoto.lg.jp)
京都市、向日市、長岡京市、 大山崎町	農林水産部 流通・ブランド戦略課	075-414-4964	ryutsu-brand@
宇治市、城陽市、八幡市、京 田辺市、木津川市、久御山町、 井手町、宇治田原町、笠置町、 和束町、精華町、南山城村	山城広域振興局 農商工連携・推進課	0774-21-3212	y-n-noushoko@
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹広域振興局 農商工連携・推進課	0771-22-0371	n-n-noushoko@
福知山市、舞鶴市、綾部市	中丹広域振興局 農商工連携・推進課	0773-62-2743	c-n-noushoko@
宮津市、京丹後市、伊根町、 与謝野町	丹後広域振興局 農商工連携・推進課	0772-62-4305	t-n-noushoko@

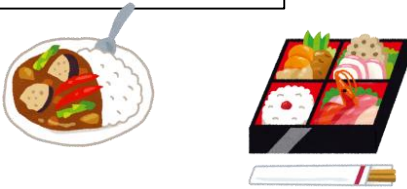
京もの食品需要拡大応援事業補助金 補助対象となる新たな取組事例

新商品の開発

新たな加工品の開発



既存商品の改良



レトルト食品
の開発

テイクアウト向け
商品の開発



フリーズドライ
食品の開発

冷凍食品の
開発



新しい販売手法の導入

ECサイトの
開設



海外向けに
サイト新設



SNSと
連動した販売



移動販売
の開始



テイクアウト販売
の開始

無人販売所
の設置

